

<h1>静岡市報</h1>	第85号
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
発行日 令和8年7月1日	

目 次

規 則	
○静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則	…… 3
○静岡市ひとり親家庭等医療費助成規則の一部を改正する規則	…… 5
人事委員会規則	
○静岡市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	…… 9
消防本部訓令	
○静岡市消防局車両管理規程の一部改正	……11

規則

静岡市規則第84号

静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年5月28日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則

静岡市国民健康保険条例等施行規則（平成16年静岡市規則第43号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第4章 保険料（第14条の2—第22条）」を「第4章 保険料（第14条の2—第21条）」に改める。

第15条中「国民健康保険料納付通知書（様式第21号）」を「国民健康保険料納入通知書」に改める。

第16条第1項中「国民健康保険料所得申告書（様式第22号）」を「国民健康保険料に関する所得申告書」に改める。

第17条を削る。

第18条第1項中「国民健康保険料徴収猶予申請書（様式第24号）」を「徴収猶予申請書」に改め、同条第2項中「国民健康保険料徴収猶予承認通知書（様式第25号）」を「徴収猶予許可通知書」に、「国民健康保険料徴収猶予不承認通知書（様式第26号）」を「徴収猶予不許可通知書」に改め、同条を第17条とする。

第19条中「国民健康保険料徴収猶予取消通知書（様式第27号）」を「徴収猶予期間取消通知書」に改め、同条を第18条とし、第20条を第19条とし、第20条の2を第19条の2とし、第20条の3を第19条の3とする。

第21条第1項中「国民健康保険料過誤納金還付充当通知書（様式第32号）」を「還付充当通知書」に、「国民健康保険料過誤納金還付通知書（様式第32号の2）」を「過誤納金還付通知書」に改め、同条第2項中「国民健康保険料過誤納金還付請求書（様式第33号）」を「過誤納金還付請求書」に改め、同条を第20条とする。

第22条を第21条とし、第5章中第23条を第22条とし、第24条を第23条とし、第25条を第24条とする。

様式第21号から様式第27号までを次のように改める。

様式第21号から様式第27号まで 削除

様式第28号から様式第31号までの規定中「第20条の2関係」を「第19条の2関係」に改める。

様式第32号を次のように改める。

様式第32号 削除

様式第32号の2を削る。

様式第33号を次のように改める。

様式第33号 削除

様式第34号中「第22条関係」を「第21条関係」に改める。

様式第35号中「第24条関係」を「第23条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市国民健康保険条例等施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市国民健康保険条例等施行規則の相当規定により提出された文書とみなす。

静岡市規則第85号

静岡市ひとり親家庭等医療費助成規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年5月28日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市ひとり親家庭等医療費助成規則の一部を改正する規則

静岡市ひとり親家庭等医療費助成規則（平成15年静岡市規則第114号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「様式第6号」の次に「。以下「更新申請書」という。」を加え、「に受給者証」を「に受給者及び扶養義務者並びに対象児童の前年の所得状況がわかる書類その他市長が必要と認める書類」に改め、同条第2項中「前項の申請書」を「更新申請書」に改め、同条第4項中「前3項」を「前4項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「受給対象者」の次に「（前項の規定により更新申請書及び添付書類の提出を省略した者を含む。）」を加え、「当該申請を行った受給者」を「当該受給対象者」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、更新申請書に記載すべき事項及び第1項の規定により更新申請書に添えなければならない書類（以下「添付書類」という。）により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、更新申請書及び添付書類の提出を省略させることができる。

様式第6号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の静岡市ひとり親家庭等医療費助成規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

人事委員会規則

静岡市人事委員会規則第9号

静岡市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年5月19日

静岡市人事委員会

委員長 石 割 誠

静岡市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の任用に関する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項に次のただし書を加える。

ただし、採用候補者名簿にあっては、有効期間を別に定めることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

消防本部訓令

静岡市消防本部訓令第14号

消防局
各消防署

静岡市消防局車両管理規程（平成17年静岡市消防本部訓令第25号）の一部を次のように改正する。

令和8年5月21日

静岡市消防長 成澤 央久

第11条第2項中「(防災バスを含む。)」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

種別	車種名	機関員資格（道交法その他関係法令で定める運転資格を除く。）
消防用車両	消防ポンプ自動車（水槽付を含む。） 化学消防ポンプ自動車 救助工作車 小型動力ポンプ付水槽車 泡原液搬送車 照明電源車 空気充填車 重機搬送車 特殊災害指揮支援車 特殊災害対応自動車 大型除染システム搭載車 特別高度工作車 大容量送水ポンプ車 大型放水砲搭載ホース延長車 大型化学消防ポンプ自動車 特殊災害支援車	A種機関員及びB種機関員

	はしご付消防自動車(ポンプ付、先端屈折式を含む。) 高所放水車 屈折はしご付消防自動車(ポンプ付を含む。)	A種機関員
	拠点機能形成車	D種機関員
	災害対応用重機	E種機関員
	指揮車 資機材搬送車 燃料補給車 指揮連絡車 その他車両	A種機関員、B種機関員及びC種機関員
救急用車両	救急自動車	A種機関員、B種機関員及びC種機関員
その他の車両	広報車 地震体験車 連絡車 自動二輪車 原動機付自転車 その他の車両	

附 則

この訓令は、令和8年6月1日から施行する。